

## 神石高原町工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、本町が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負代金額が5,000万円以上の工事を対象とする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細 別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	①法令遵守等 ②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)

### (評定者)

第4条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、神石高原町建設工事執行規則（平成16年神石高原町規則第128号）第19条第1項の規定による監督員及び神石高原町建設工事検査規程（平成16年訓令第46号）第3条第2項の規定による検査員とする。

### (評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項により、客観的に、厳正かつ公平に行うものとする。

3 評定は、工事成績評定表（様式第1号）により行うものとし、当該採点にあたっては、考査項目別運用表（別紙-1及び別紙-2）、記入方法及び留意事項（別紙-3）及び監督段階におけるチェックシート（別紙-4）によるものとする。

4 検査の結果、修補の指示を行った場合においても、修補の前の施工状況で評定を行うものとする。

### (評定の実施時期)

第6条 監督員である評定者は工事の完成のときに、検査員である評定者は完成検査及び中間検査のときに、それぞれ評定を行うものとする。

### (評定結果の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績評定表及び考査項目別運用表を町長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 町長は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第2号)及び項目別評点表(様式第3号)により通知するものとする。

2 評定の結果を通知した後、評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、町長に対して評定内容の説明を、工事成績評定に関する説明依頼書(様式第4号)により求めることができるものとする。

2 町長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定の照会事項に対する説明書(様式第5号)により回答するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、神石高原町建設工事等指名業者選定委員会に意見を求めることができる

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(評定対象工事)

2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、土木一式工事を評定の対象とする。